

マレシヨセ隊員ギヨットのパリ住民データベース構想とポリス改革

Tracing the population mobility in the mid-18th century Paris : Database project and police reform by Guillotte, officer of the Maréchaussée de l'Île-de-France

田中大二郎・松本礼子

TANAKA Daijiro and MATSUMOTO Reiko

はじめに

本稿が対象とするのは、イル・ド・フランス騎馬警備隊 la Maréchaussée de l'Île-de-France の上級班長 exempt の職にあった、ギヨット François-Jacques GUILLOTTE が 1749 年に著した『ポリス改革構想』¹である。ギヨットという名前は、18 世紀のフランスの歴史研究者、思想史研究者にとって見慣れた名前というには程遠いかもしれない。上級班長という役職名が付いているとはいえ、いわゆる中央官僚とは異なり、旧体制下の地域密着型のポリス官職である騎馬警備隊の一隊員であり、地方の一公務員に近い存在である。

『ポリス改革構想』のポリスと聞くと、現代においては、一般的に中央政府や行政が行使する公安機能や犯罪防止機能、いわゆる警察が想起されるかもしれない。しかし、18 世紀のポリス police は、実際にはこれよりはるかに広い意味範囲を持ち、「住民の安全や利便性にかかわる全ての事柄のために、ある都市に打ち立てられた秩序や規則」²を意味した。より具体的に、ポリス論の著作で有名な N. ドラマルルに従えば、ポリスの目的は、宗教、習俗、治安、衛生管理、交通といった日常のさまざまな活動分野に介入し、人間を最も完全な幸福へ導くことに存するとされる³。当時の行政全般に関わるものの総称が、ポリスであった、と解釈することさえ可能である。

騎馬警備隊は、主に田園地帯や国王道路 grand chemin における人々の移動の監視を通して、

¹ M. GUILLAUTÉ [GUILLOTTE], *Mémoire sur la réformation de la police de France, (1749)*, Jean Seznec (ed.), *Reproduction*, Hermann, 1974. ページ数については本作品のページ左右に記載されているマニュスクリ版のページ割を使用する。研究史上では、編者セズネックに倣いこの作品の著者は Guillauté (ギョテ)とされてきた。セズネックがこの表記を採用したのは、ギヨットが設計した軍用浮橋が 1748 年に王立アカデミーの機械学発明部門に認定された際に Guillauté と記されていたからであろう。しかし、ギヨット自身は騎馬警備隊隊員としての職務において Guillotte と自署していることから、本稿において我々は Guillotte(ギヨット)の表記を採用し統一することにした。Bibliothèque nationale de France, l'Arsenal, Archives de la Bastille, ms 11671, fol. 39, 50, 55. またマレシヨセについては以下を参照。正本忍「フランス絶対王政期の騎馬警備隊—マレシヨセ研究の射程」林田敏子・大日方純夫編『近代ヨーロッパの探求 13 警察』ミネルヴァ書房、2012 年、71-108 頁。

² *Dictionnaire de l'Académie française*, 4^e édition, 1762.

³ Nicolas DELAMARE, *Traité de la police, où l'on trouve l'histoire de son établissement, les fonctions et les prérogatives de ses Magistrats, toutes les lois et tous les règlements qui la concernent*, tome I, Amsterdam, 1729 (1705), Préface.

地域の治安維持にあたる任務を帯びていた。ギヨットは、この騎馬警備隊の隊員の目で、おそらく18世紀最大の都市パリを見つめていたが、彼はその官職の職務範囲のみに甘んじる人物ではなかった。その生没年や人物情報の詳細は残されていないが、断片的に興味深い事実が分分かっている。彼は、百科全書の編者ディドロと家族ぐるみのつきあいがあり⁴、機械学に通じており、軍用浮橋 *pont flottant* の設計によって、1748年に王立アカデミーが認定する五つの機械学発明のうちの一つを担っていた⁵。また、百科全書の軍用橋 *pont militaire* という専門的な記事の執筆者⁶でもある。そして、本稿でその意図や目的、設計を明らかにすることになるが、ギヨットは独自のパリ住民登録システムを提案したエンジニアでもあった。彼は、人口の流入によって空前の規模で膨張するパリという都市において、ミクロな人口移動をトレースするために、パリ街区の細分化を通じて、家屋および住民を完全に一意のユニークな対象として取り扱う、全く新たなデータ化とデータベース運用の技法を発明し、その『ポリス改革構想』に盛り込んでいたのである⁷。とはいえ、ギヨットの構想は当時採用されなかった。のみならず管見の限りでは、採用・不採用を決めた際の議事録や公文書も残っていない。さらにギヨットの構想を評価する同時代の思想家や論者の端的なコメントさえ発見することは難しいため、この事実をもって恣意的な評価も容易に行われうる。それだけに、ギヨットのテキストの意図や同時代的意義について適切に理解を進めることが重要となるだろう。このような様々な顔を持つ人ギヨットについて、本稿では、彼のポリスに関する思想、彼のポリス改革案のテキストを当時のコンテキストに沿って理解し、その技術的な知や設計の斬新さを確認するとともに、従来の歴史研究や思想史研究における位置づけを批判的に検討することを目的とする。

テキストに入る前に、簡単に二つの研究史、思想史研究におけるギヨットの取扱いと歴史研究におけるそれを確認しておこう⁸。まず思想史研究では、思想史上の脇役的な登場人物としてギヨットに言及し、系譜づけに用いようとする傾向が顕著である。重要な役割を果たしてき

⁴ アセザ版ディドロ全集20巻に収録されている書簡において、1747年にサン＝メダル教区の主任司祭だったピエール・アルディ Pierre Hardy は、ギヨットがムフタル通りの自邸に「すぐれた精神の持ち主で不信心を自慢している *bel esprit et trophée d'impiété*」ディドロ夫妻を居候させている旨の告発をしている。*Œuvres complètes de Diderot*, par J. ASSÉZAT et M. TOURNEUX, tome 20, Garnier Frères, 1877, pp. 132-133. また、1749年の逮捕の際ディドロは警視総監に手紙を送り、自身の品行の正しさを保証する証人としてギヨットを挙げている。中川久定「ディドロのセネカ論(下)」『京都大学文学部研究紀要』第15巻、1975年、304頁。

⁵ *Collection académique composée des mémoires, actes ou journaux des plus célèbres académies & sociétés littéraires de l'Europe : concernant la physique, l'histoire naturelle, la botanique, la chimie, l'anatomie, la médecine, la mécanique, etc*, tome 10, Partie française, chez G. J. Cuchet, Paris, 1785, p. 465.

⁶ « Notices sur les auteurs des dix-sept volumes de "discours" de l'Encyclopédie », *Recherches sur Diderot et sur l'Encyclopédie*, n° 7, 1989, p. 143.

⁷ ギヨットが強く意識していたと考えられる技術的なデータの一意性、すなわち、他に同じ値が生じないよう命名法を規定し、データとしての重複や混同の可能性を技術的に排除する意味を説明する場合、本稿では冗語的だが「一意のユニークな」を用いる。日本語で技術用語ではない一般的用法として「ユニーク」「一意」が単体で使用される場合とのニュアンスの混同を避けるためである。

⁸ 本稿が固有に取り扱う問題を整理する観点から、フーコーの思想史解釈に基づき現代への射程を得ようとする思想史研究と、18世紀の歴史研究とを便宜上切り分けることとした。可視性 *visibilité* を、監視、管理、規律等と関係づけ、治安と個人的自由のせめぎ合いという現代の問題への射程を得ようとする思想史研究は、18世紀のコンテキストを離れる傾向が強いためである。

たのは、一つ目は、フーコーの講義録である⁹。フーコーがこの中でギヨットに言及した意図とは、16世紀以降の国際関係のなかで、ヨーロッパ諸国において国力を内部から増大させるテクノロジーとして「ポリス」が必要とされたことを指摘しつつ、そのポリスが本質的に「規律・訓練の世界 le monde de la discipline」であったことを明らかにし、「内政の理論家」として認識していた代表人物としてギヨットを紹介することにあつた¹⁰。とはいえ、フーコーのポリス解釈はギヨットのテキストに忠実なものとは言い難く、そもそもギヨットへの言及は先の講義における一言のみで、フーコーの著作においても明確な位置づけはなされていない。二つ目は、フーコーの『監獄の誕生』である¹¹。この著作にギヨットは一度も登場することはないが、よく知られているように、この中でフーコーはベンサムを大きく取り上げ、ベンサムを、近代の規律と訓練の社会形成を完成に導いた立役者として論じた。これらを受けた後続の思想史研究者は、実際には、フーコーの著作や講義録の中では明確な位置づけがなされていないギヨットを、近代的な都市空間において、先駆的に、規制を究極的なところまで押し進め実現しようとした思想家、ベンサムと同様に「可視化」を通じてそれを実現しようとし、実現に成功しなかった思想家として解釈しようとする傾向がある。具体的にはフーコーの「治安装置」という鍵概念を用いて、ベンサムの一望監視型の祖型としてギヨットを位置づけようとする C.-O. ドロンの解釈¹²、ギヨットのポリス改革案そのものを論じた後に、「可視化」というアナロジーレベルで、ギヨットをベンサムに接木する E. エルマンの解釈¹³がある。また、B.E. ハーコートはフーコーが印象付けた18世紀穀物ポリスの「規制・規律」的性格の見直しを図り、近代の市場の自由と規制のバランスの再解釈を試みるが、フーコーが「ポリスの理論家」として位置づけたギヨットを「夢想家」として矮小化し、その改革案が実現しなかった点を重視しつつ、彼の改革案を空想の産物と断じている¹⁴。一方、18世紀の歴史研究では、ギヨットの改革案自体に対して二つの解釈の立場がある。第一に、ギヨットの構想に都市の「透明性 transparence」への強烈な志向を見出し歴史的な文脈に沿って解釈するものである。ギヨットの提唱するパリ街区の細分化や全住民登録システム、登録証の発行は、18世紀のポリス関係者が抱いた人口・空間の管理への意識の高まりを端的に示すものとして扱われ、こうした透明性への志向が18

⁹ Michel FOUCAULT, *Sécurité, territoire, population : cours au Collège de France, 1977-1978*, Gallimard-Seuil, 2004.

¹⁰ *Ibid.*, pp. 341-350.

¹¹ FOUCAULT, *Surveiller et punir*, Gallimard, 1975, chap. III Panoptisme, pp. 229-264. (『監獄の誕生』田村俶訳、新潮社、1977年、198-228頁。) フーコーは一望監視方式 panoptisme という独立した章を設けて、パノプティコンを中心テーマに据えたベンサムの思想の分析を試みている。

¹² C.-O. DORON, « Une chaîne qui laisse tout liberté de faire le bien et qui ne permette que très difficilement de commettre le mal » Du système de Guillaute au placement sous surveillance électrique mobile », *Carceral Notebooks*, vol. 4, 2008, pp. 101-130.

¹³ E. HEILMANN, « Comment surveiller la population à distance ? La machine de Guillaute et la naissance de la police moderne », Séminaire « Distance » du LISEC-printemps, 2005.

¹⁴ Bernard E. HARCOURT, *The Illusion of Free Markets : Punishment and the Myth of Natural Order*, Harvard, 2011, p. 153.

世紀には広く共有されていた意識だと理解される¹⁵。第二の立場は、改革案やメモワールを「書く」という18世紀ポリスによって頻繁に用いられた実践の内部にギョットを位置づける立場である。「書く」「記録する」という実践の根底に、ポリスによる統治の効率化への意識を見出すとともに、ポリス担当官が「書く」という行為によって地位や名声を得ようとしていたことを指摘しつつ、ギョットの作品がモロッコ皮の製本とG.サン＝トバンによる28枚の挿絵によって、読者を必ずしもポリス関係者内部に限定せず、より広い読者を獲得することを目指していたと解釈するV.ミリオは、ここにギョットの「野心」を見出す¹⁶。またミリオは、ギョットの改革案をポリス業務の定型化と理解し、しばしばポリスの専断性を批判の対象としていた高等法院などへの対抗措置だったと位置づけるが、こうした解釈をギョットの作品に読み込むことが妥当かどうかは判断が分かれるところであろう¹⁷。

本稿は、ギョットの作品に18世紀に共有されていた都市への透明性の意識を見出す歴史研究の見解を承認する立場を採りつつ、第1節では18世紀半ばに一定の効力を発揮していたカード型情報システムの運用の具体例を提示することで、ギョットの構想を改めて歴史的文脈に即して評価する。第2節では、歴史研究と思想史研究の双方において尊重されてこなかったギョットの技術者としての側面に着目する。王立アカデミーに認知されていた機械学の技術者でありながら、本改革案が提案する中央情報管理システム（機械）については十分な検証の対象とされてこなかった。ギョットの改革案には非現実的という評価が付きまとうが、18世紀にポリスが抱えていた問題を機械学的な知で解決しようとしたのがギョットなのである。本稿では、ギョットの改革案がどのような点で技術的だったのか検証することで、それがどのようにポリス改革案に還元されるのかを解明する。ギョットの構想および機械学の知を検証し正しく理解したうえで、第3節では特に思想史研究が陥りがちなギョットの解釈を再考する。フーコーの作品に立ち戻り、フーコーのベンサム解釈が孕む問題点を明示したうえで、思想史研究の中でベンサムと短絡的に接木されるギョットの構想を再検討したい。

第1節 パリの細分化と住民情報の収集

本改革案は全10の論説 discours で構成されている。ギョットは第1論説に入る前の導入部

¹⁵ Vincent DENIS, *Une histoire de l'identité, France, 1715-1815*, Champ Vallon, 2008.

Daniel ROCHE, *Le peuple de Paris*, Fayard, 1981, p. 370.

Arlette FARGE, *La vie fragile. Violence, pouvoir et solidarité à Paris au XVIII^e siècle*, Hachette, 1986, pp. 162-163.

Vincent MILLIOT, « La surveillance des migrants et des lieux d'accueil à Paris du XVI^e siècle aux années 1830 », in: *Ville promise. Mobilité et accueil à Paris (fin XVII^e-début XIX^e siècle)*, Daniel Roche (éd.), Fayard, 2000, p. 42.

Catherine DENYS, « Logiques territoriales : la territorisation policière dans les villes au XVIII^e siècle », *Revue d'histoire moderne et contemporaine*, Belin, 2003, pp. 13-26.

Nicolas VIDONI, « Une "police des Lumières"? La "violence" des agents de police à Paris », *Rives méditerranéennes*, n° 40, 2011, pp. 43-65.

¹⁶ Vincent MILLIOT (éd.), *Les mémoires policiers, 1750-1850 : écritures et pratiques policières du Siècle des Lumières au second Empire*, PU de Rennes, 2006, p. 31.

¹⁷ Vincent MILLIOT, *Un policier des Lumières suivi de Mémoire de J.C.P. Lenoir, ancien lieutenant général de police de Paris, écrits en pays étrangers dans les années 1970 et suivantes*, Champ Vallon, 2011, p. 299.

分で、古代以来の都市統治論を述べたうえで、既存のポリス改革論者批判を展開する。そして「仮定 SUPPOSITION」と、合計7つの「請求 DEMANDE」を設定する。ポリスの長、警視総監 lieutenant général de police に求められる資質が叙述され、ポリスという機構が警視総監を中心に機能することを仮定したうえで、請求の1、および2、においてパリ街区の細分化が要求され、請求の残りすべて3～7は、すべての家屋を完全に一意のユニークなものとして取り扱うための方法が図表付で説明される。以上はギヨットの改革の前提となる部分である。

その後、第1・2論説で警視 commissaire と捜査官 inspecteur という既存のポリス官職の批判的考察が行われ、第3論説で具体的なポリス改革案が示される。第4論説では、徴税における公平を期すため、カピタシオンの廃止と所得税の導入の提案や納税記録の作成が提案される。そして第5論説では乳母の労働条件の改善のための人材の中央管理が提示される。両論説とも納税者や乳母および担当乳児、乳児の親に関する情報の詳細な記録が必須とされ、街区管理官がその任務を負っている。また第6・7論説でポリス改革を全国へ敷衍する旨を述べたのち、ギヨットは馬車の車体管理を要求する。馬の頸環および車体に所有者番号や登録地を記すことで路上の安全確保が目指されるのである。そして第8・9論説ではパリ衛兵と騎馬警備隊についての批判的考察が行われ、管轄領域に見合った割合で増員が必要であることが指摘される。最後の第10論説では家屋の乱立を正し都市に規則性および安全性をもたらすために、建築線の導入および建築物の雨樋の適正化が考案される。

こうした見取り図で展開されるギヨットの改革構想だが、導入部から第3論説までが本改革案の7割以上を占めており、内容としても本改革案の中核を占める部分であると考えられる。従って本稿では第3論説までを検証の中心的な対象としつつ、ギヨットの改革案の全貌を明らかにしていく。

ギヨットの構想の一貫した論点は「よき秩序の維持 maintien du bon ordre」¹⁸である。パリを念頭に置きつつも、首都をひとつのモデルとして王国全土を再編していこうという意図のもと¹⁹、ギヨットは古代に遡り人口の統治一般から論を起す。そのなかで統治の基盤として重視されるのが住民に関する「知識 connaissance」である。住民に関する知識をいかに把握していくのかということが本構想の軸となり議論が展開されることとなる。まず導入部でギヨットは当時のポリスを以下の二点で批判している。第一に、社会に混乱が生じて初めてその解決策を講じようとする態度である。ギヨットにとって「良きポリス」とは「混乱を予防し、解決策の適用に留意すること」²⁰、つまり犯罪や混乱を未然に防ぐことである。そして批判の第二点はポリス改革を唱える者の理想主義である²¹。

社会を修道院にしようということではない。それは不可能である。ある種の不都合を出来るだけ取り除くことが必要であるが、それらを根絶するのはひょっとすると危険なのかもしれない。人間はあるべき姿ではなくそのままの姿で理解されねばならない。社会の現状が許容すること、もしくは許容しないことを基に考えるべきであり、そうした原則をもって動くべきである²²。

¹⁸ *Ibid.*, p. 64.

¹⁹ *Ibid.*, pp. 163-170.

²⁰ *Ibid.*, p. 12.

²¹ *Ibid.*, p. 14.

²² *Ibid.*

つまり物事を根本から改革するのではなく、すでに目の前にある現状を基盤とした改革であるべきだというのである。実際にギヨットは『ポリス論 *Traité de la police*』を著わした N. ドラマールを次のように批評している。

かの有名なドラマールの論考、つまりこの尋常でない数の王令を一読すると、私たちはついあらゆる事柄が理解され、予期され、処置されたと思ってしまう。だが、この本から目を離し社会を見渡してみれば、ほとんどに何もなされていないことに驚くだろう…立派な夢物語を語るのはとても簡単だろう。なぜなら公共善を慈しみ、少しばかりの想像力をもつことのみが問題とされているのだから…先人のポリスの精神は善人の数を増やすことにあった…よって彼らを手本にして想像してみよう。善を行うあらゆる自由を保障し、悪を非常に行いにくくするような、誰も払いのけることのできないある種の鎖を²³。

住民に関する知識を基礎とし、現状に見合った方法でよき秩序を維持しようというのがギヨットの改革の特徴といえるが、そのための方法が導入部で展開される「請求」と第3論説に対応しており、具体的には以下の二点が提案される。

第一に人口と空間の細分化である。社会集団を分割し異なる社会階層の連帯を防ぎ統治者への反乱を未然に阻止するという古代ローマの「分割統治 *divide et impera*」の概念を下敷きにしつつ、「分割し支配せよ *divise et commande*」という一文で論を起すギヨットは、そこに「分割統治」とは異なる、人口と空間の細分化による統治を提起する。そして、この方法が歴史的にも様々な方法で取り込まれ、実現されてきたということ、エジプト、ヘブライ、ギリシャ、そしてローマの時代に遡り検証する。古代の分割・下位分割を参照軸とするギヨットは、18世紀において適切な都市の分割がなされていないと考える。そこで彼は従来20区に分割されていたパリを24の街区に再編成することを提案する²⁴。さらに20家屋 *maison* を一単位とする最小区域を「サンディカ *syndicat*」と呼ぶ。同じ名称を持つ通りが存在しないように重複名称の通りが変更されるのを皮切りに²⁵、家屋自体も数字を割り振られ²⁶、階段もそれぞれ番号が付される。また階も1階、2階、3階と記され、ドアもA、B、Cという風に区別される。つまり、家屋の情報が一意のユニークなものとして対象化されるのである。こうして「AまたはB街区、サン＝ドニ通りまたはサン＝トノレ通りの29番または47番家屋、第2階段の3階ドアCもしくはDに居住する誰誰」²⁷といった風に、個人の情報の把握が可能になる。こうした情報はサンディカを管轄する「街区管理官 *syndic*」と呼ばれる末端のポリス担当官によっ

²³ *Ibid.*, pp. 42-45.

²⁴ *Ibid.*, pp. 21-22.

²⁵ *Ibid.*, p. 22.

²⁶ 家屋への番号割当の起源は16世紀に遡るが、その実用の一般化は18世紀後半である。城壁外に両開き門を備えた家屋が増加したことに伴い、1726年1月の国王宣言で、門の右下部に番号を刻印することが決定された。家屋の番号割当が初めて正式な文書に登場するのは、1762年のアルマナ・ロワイヤルである。1768年3月の王令によって、全国の家屋に番号の割当が決定されたがパリは兵舎を有していたため例外となったが、1779年にアルマナ・ド・パリの提案でパリにも適用される。現在の番号割当は1805年2月4日のデクレに起源をもつ。Alfred FIERRO, *Histoire et Dictionnaire de Paris*, Robert Laffont, 1996, pp. 1024-1026.

²⁷ GUILLAUTE, *op. cit.*, p. 23.

て管理される²⁸。これは警視総監、警視、捜査官といった既存のポリス機構を是認したうえで「警視総監の視線を増やす multiplier les yeux du premier Magistrat」ため新たに設けられる役職であり、従来のポリス権威を否定するものでは全くない。しかもこの街区管理官という役職は古代ギリシャ・ローマに起源をもつものとし、歴史的にも正統なものであるとされる²⁹。既存の建造物や居住空間、ポリス機構を生かしたうえで、更なる統治の効率化を目指すという点に、先述したギヨットのリアリズム、すなわち既存のポリス改革論との差異がみられるのである。

こうしてサンディカ内の建物や個人は一意のユニークな存在として街区管理官によって情報化され把握されることとなる。そうした情報の中央管理システムの構築が改革の二点目として提案され、具体的には家屋用と個人用の情報カードという技術が発案されている。

(1) 家屋用カード³⁰

街区管理官は担当地域（サンディカ）に関する包括的な情報を把握していなければならない。そこで発案されるのがひとつの家屋に関する情報を網羅的に把握するための「家屋用カード」である。ひとつの家屋について必要な情報は、以下の定型の8つの欄に記載される。①家屋の所有者の名前・年齢・出身地・所有の日付 ②職業 ③住居情報（徴税管区・都市名・街区・通り・サンディカ・家屋番号・階段番号・階・ドア番号）④家屋の年収調査年 ⑤家屋の年収 ⑥十分の一税額 le dixième du revenu ⑦汚泥およびランタン税 ⑧兵士の有無

こうした情報は一枚の書類にまとめられ二部作成されるが、一部は街区管理官が、もう一部は警視総監が管理することになる。家屋が解体され別の建造物に替わったり空き家になる可能性に備え、ギヨットは街区管理官に日常的に細心の注意をはらい、担当地域の住民との関係性のなかで情報を更新していくことを義務づける³¹。

(2) 個人用カード³²

街区管理官はまた担当の20家屋に居住する住人全員 occupant の情報も正確に把握せねばならない。個人の情報も定型の10の欄に記載される。

①名前・年齢・出身地 ②職歴（日別・月別・年別）③（現在の地への）転入日と以前の居住地 ④現住所 ⑤転出の記録（日別・月別・年別）⑥家賃 ⑦カピタシオン ⑧十分の一税 ⑨臨時税 les impositions accidentelles ⑩馬車の登録番号

このような情報が記載された書類は「住民登録証明書 certificat de Syndic」と呼ばれ、家屋用カードと同様に一部は街区管理官の手で、もう一部は警視総監の元で保管される。こうした住民登録証明書はパリを訪れる外国人や仏人旅行者にも適用される。外国人はフランスに入国する前に地元の知事に該当する役人のもとに出頭し、ギヨットの登録証と同様の項目で構成される証明書を作成する。また旅行者もパリに入るまえに、所属教区の主任司祭に証明書を作成してもらう必要があり、両者ともに宿泊所の確保には住民登録証明書の提示が義務付けられることとなる。ここで重要なのは、パリ住民か外国人もしくは旅行者なのかといったことではなく、ある個人に対し、一つの名前・年齢・住所・職業といった情報が関連づけられるようにな

²⁸ *Ibid.*, pp. 22-24.

²⁹ *Ibid.*, pp. 39-40.

³⁰ *Ibid.*, pp. 47-51.

³¹ *Ibid.*, p. 49.

³² *Ibid.*, pp. 51-55.

る点なのである³³。

住民登録証明書の有用性

このような住民登録証明書のもつ有用性をギヨットは概して以下の点に見出している。第一点は治安向上への貢献である。人物に関する情報が把握されていれば、いざという時に身柄拘束が容易になり、無駄な捜索を省くことが出来る。それに伴い、ギヨットはポリスのスパイも不要になると考える。任務の対価としてポリスから報酬を得るスパイの活動が、結局は犯罪者を利していると認識するギヨットにとって、パリからスパイが一掃されるのは喜ばしい事態として受け止められている³⁴。第二に徴税についてである。証明書には家賃・カピタシオン・十分の一税などの支払いが記載されなければならないので、徴税における公正さを求めることができるという³⁵。そして修道院をも登録証作成の対象にすることによって、ギヨットは第三の利点として救貧活動における適正化を主張する。修道院や施療院をその他の家屋と同様に証明書作成の対象とすることで、犯罪者が匿われたり、「隣人愛」という原則が悪用されて悪人までもが援助を受けたりすることが不可能になる。また住民登録証明書により「真の貧者」と物乞いの区別が可能になり、慈善活動も効率化するとされる³⁶。第四に子供の教育に関して。街区管理官が担当地区の子供の教育状況を知ることにより、親の怠慢などを注意することが出来るという利点を挙げる。また第五に、売春が行われる場を把握することで、売春を未然に防ぎ、私生児数の減少や性病のリスクを低下させることが期待できるとする。最後に衛生について。医者や産婆は患者の証明書を確認せずに施術することは出来ず、また患者が死亡した場合はその患者の属する街区管理官に証明書を返還することになるので、住民の健康状態や生死の把握が可能とされる³⁷。

ギヨットがこの住民登録証明書に期待する効果の大きさからみてもわかるように、この任務を担う街区管理官は警視や捜査官ではカバーできないポリス機能を補填するために存在するというよりは、むしろポリス機能全般を一挙に担っていると言えるだろう。従って街区管理官という役職を十分に果たすためには、影響力のある人物 *homme de poids* であることが必要不可欠であるとし、その人事の重要性をギヨットは付け加える³⁸。

この住民登録証明書は街区管理官と警視総監の手に合計二部あるが、個人の情報は日に日に変化するものである。こうした情報の流動性を前にその真正性を保つため、ギヨットは二部ある証明書の内容の更新・同期およびその中央管理を想定している³⁹。都市の正確なイメージ

³³ *Ibid.*, p. 61.

³⁴ *Ibid.*, p. 64. ポリスに雇われるスパイや情報屋は、元囚人や犯罪者の中から採用されることが多かった。スパイには一日3リーヴルが支払われ、情報の重要性によって報酬が上がった。*La police de Paris en 1770 : mémoire inédit composé par le commissaire Lemaire, par ordre de G. de Sartine sur la demande de Marie-Thérèse, avec une introduction et des notes par A. Gazier, Paris, 1879.* p. 66.

³⁵ GUILLAUTE, *op. cit.*, p. 68.

³⁶ *Ibid.*, p. 73.

³⁷ *Ibid.*, p. 79.

³⁸ *Ibid.*, p. 125. ポリス担当官の個人的資質の重視とそれに基づいた人事の重要性は、以下の文献でも認識されており、特に捜査官の「知性・正確さ・迅速さ」が任務成功の鍵を握るとされている。*La police de Paris en 1770. ...*, p. 64.

³⁹ GUILLAUTE, *op. cit.*, pp. 104-110.

une image fidèle de la ville⁴⁰ を担保するため考案された「住民登録カード集密管理運用機械」については次節で詳細に検討する。

このように街区管理官によってパリの全住民の情報を把握することで都市の透明性を確保し、収集した情報を中央管理することで「悪人と法の間にある距離を失わせる」⁴¹ のような統治システムを構想するギヨットであった(22 ページの **図 1** を参照)。まさに街区管理官は「ポリスの神経であり眼」⁴² としてパリという空間を一円的に覆うのである。こうしてギヨットの議論の争点が確認された。以下では本構想を同時代的文脈のなかで位置づけ、その意義を検証する。

カード型情報収集システム

R. ダントンの研究で一躍脚光を浴びた捜査官デムリ Joseph d'HÉMERY の記録簿を取り上げよう⁴³。怪しげな物書きの周辺情報の捜査を担当していたデムリは、1748 年から 1753 年にかけて 501 名の「著述家」に関する報告書を作成している。『1752 年の物書きの記録 Historique des auteurs en 1752』(以下『1752 年の記録』)と題されたこの報告書は、ダントンが論じたように当時活躍していた百科全書派たちに対するポリスの懸念が表明されているということで注目されてきた⁴⁴。デムリの記録は予めそれぞれの項目毎の記入欄が印刷された以下の 6 つの項目で構成されている。

①名前・記録作成日時 ②年齢 ③出身地 ④身体的特徴 signalement ⑤住居 ⑥経歴(犯罪歴) histoire である。例えば、デイドロは次のように記録されている。

名前：デイドロ、作家、1748 年 1 月 1 日

年齢：36 歳

出身地：ラングル

身体的特徴：平均的身長、品のよい顔つき

経歴：ラングルの刃物職人の息子。

非常に才気に満ちた男であるが、極端に危険な人物である…(中略)

『哲学断想 Les pensées philosophiques』『お喋りな宝石 Les Bijoux (sic)』、その他これらと同様の作品を出版。

トゥッサン François-Vincent TOUSSAINT とエイドゥス Marc-Antoine EIDOUS とともに『百科全書』を執筆している。1749 年 6 月 9 日。『盲人書簡』と題された本を出版。

⁴⁰ *Ibid.*, p. 67.

⁴¹ *Ibid.*, p. 11.

⁴² *Ibid.*, p. 151.

⁴³ Bibliothèque nationale de France (BnF), département des manuscrits, Nouvelles Acquisitions Françaises (NAF) 10781-10783.

⁴⁴ Robert DARTON, « Les encyclopédistes et la police », *Recherches sur Diderot et sur l'Encyclopédie*, n° 1, 1986, pp. 94-109.

Jean-Pierre VITTU, « Inspecteur d'Hémery organise ses fiches : les instruments de la police du livre à Paris dans la seconde moitié du XVIII^e siècle », *Ordonner et Partager la ville, XVII^e-XVIII^e siècle*, Gaël RIDEAU et Pierre SERNA (éd.), UP de Rennes, 2011, pp. 75-87.

6月24日、この件で彼は逮捕され、ヴァンセンヌに投獄される。
反宗教・反習俗的な作品の著者…

こうした体系的なカード型情報収集システムは、個人を特定するための複数の項目が設けられ、特にその個人の履歴が更新されるという点で、ギヨットのそれと一定の共通点のあるものとして理解できる。デムリが危険な「著述家」としてその動向に着目していた人物のほとんどはフィロゾーフや百科全書派とは何の関係もない単なる怪しげな「物書き／犯罪者」だったが、この記録簿は犯罪の取り締まりという点においてある一定の効力を発揮していたことが次の事例からわかる。

1757年2月18日、ダミアン事件の騒ぎが収まらない中、32歳無職のアントワヌ・ロノレはチュイルリー公園で、ポンパドゥール夫人の毒殺計画が記された手紙を発見したと警視ルヴィエの執務所で申告を行った⁴⁵。即刻ロノレの間借りしていた部屋の家宅捜索が行われた。決定的な証拠は何も見つからずじまいだったもののロノレはバステューユに投獄されてしまう。結局、ポンパドゥール夫人の庇護を見返りとして期待し、夫人の毒殺計画を偽って密告したと白状したロノレは、同年3月21日にビセートル施療院に移送され、8月20日にカンCaenに追放となる。

警視ルヴィエの家宅捜索に同行した捜査官デムリは、ロノレをバステューユに連行したのち、あることに気が付く。

チュイルリー公園で発見されたとされるポンパドゥール夫人の手紙の事件で、今月18日に私が逮捕しバステューユに連行したロノレ氏について、私は物書きについての記録簿のなかにこの人物に関する何らかの情報があつたことを思い出しました。実際に探してみたところ、彼がクレルモン伯爵に詩とともに送りつけた1751年7月付の請願書を見つけました。この伯爵の庇護を得ようと彼が頼った人物にあつた手紙もありました…このやり方からすれば、問題の手紙の作者が彼であることは疑いようもないでしょう⁴⁶。

1757年2月28日 デムリ（署名）

ここでデムリが思い出し、自身のファイルから見つけたのは、先述した6項目からなる記録（次ページの表1）とロノレがクレルモン伯に宛てた請願書である。このロノレに関するデムリのカード型情報は、現在フランス国立図書館・アルスナル分館・バステューユ文書の整理番号11967に収められている。先述の『1752年の記録』（フランス国立図書館・手稿部・NAF）に収められていたファイルのなかで、その後の捜査で必要になったものは、移動され他の事件ファイルに組み込まれたのだと推測できる。従って『1752年の記録』は元来、現在収納されている501名分以上の情報が詰まっていたのであろう⁴⁷。ともかく、1751年7月に作成された容疑者記録が6年後の捜査に決定的な一打を与えることになったのである。

ギヨットと同時代のこうしたカード型情報の実例を分析すると、ギヨットの住民登録システムのアイデアも、以下に指摘するように、18世紀のポリス関係者に共通する意識や実践と

⁴⁵ BnF, l'Arsenal, Archives de la Bastille (AB) ms 11967, fol. 19-116, Antoine L'HONORÉ.

⁴⁶ *Ibid.*, fol. 36.

⁴⁷ この点は執筆者のバステューユ文書調査で明らかになったことである。

いう文脈の中で理解できるのである。実際にデムリの記録は犯罪者捜査において、捜査に指針を与え早期解決に導くものであったという一定の成果が見られたわけで、全住民と容疑者という対象の違いはあれ、ギヨットの提案する情報収集システムは同時代的な知を元に構成されていたと考えられるだろう。

名前	年齢	出身地	身体的特徴
ロノレ 作者 1751年7月1日	26歳	パリ	大柄、はっきりした感じの顔
住居	経歴（犯罪歴）		
（空欄）	<p>かつて職についていたが、現在は窮乏。至る所で職探しをしており、職を得るためにあらゆる人々に詩を披露している。 この件については同封の資料を見よ。</p> <div style="border: 1px solid black; background-color: #e0e0e0; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>同一の人物の行動や履歴をトレースし続ける カードとして運用するための追記用スペース</p> <p style="text-align: right;">執筆者記</p> </div>		

（表1）捜査官デムリのロノレに関するカード情報 AB. ms 11967, fol. 38.

現場で「よき秩序の維持」の実現に向けて格闘していたポリス担当官は、それぞれが独自に情報整理システムを作成していた。デムリは収集した情報をローカルに運用しており、ギヨットは情報の中央集中システムを構想したという違いはあれ、無秩序の「予防」という意識は両者に通底するものであり、ギヨットのそれはその更なる徹底化なのだといえよう。V. ドニが指摘するように、都市の膨張、物乞い・浮浪者の増加、ペストの脅威といった複数の社会的要因を背景に、都市の透明性を確保することでポリスの機動性や統治の効率性を高め、よき秩序を実現しようという意識は18世紀のポリス関係者の多くに通底するものだった⁴⁸。そうした透明性を確保するための手段として、都市の人口や空間に関する情報を収集・分類・記述するという新たな実践が発展することになるのである。こうした歴史的な文脈にギヨットを位置づけてみると、その改革構想に通底する意識や提案される実践は、程度の差はあれ、時代の精神に非常に忠実だったと言えるだろう。

⁴⁸ DENIS, *op. cit.*

第2節 機械学⁴⁹のエンジニアとしてのギヨット

続いて、ギヨットの機械学のエンジニアという側面にさらに迫ることで、改革の目玉として提示されるデータ処理用の巨大な機械「住民登録カード集密管理運用機械 Serre-papier」の設計、メカニズムや運用までを明らかにしたいと考える。研究史において十分に配慮されてこなかった、機械学のエンジニアとしてのギヨットの姿がそこに表れている。ポリスのよき秩序の維持を、機械学的知に基づいたプロセスとして一貫して取扱うことで、実現可能なものとして説得的に提示しようとするギヨットの論理を検証するのが本節の目的である。

当時用いられていない「データ」という言葉を本稿では便宜上用いるが、この語はギヨットが家屋や個人に関してカードに個々に記載する情報内容を指すものとして、また情報が記載された媒体を集散的に指す言葉として使用する。

まず、空間の細分化としてすでに説明した、建造物の階だけでなく扉までを記述対象とするギヨットの方法には、最初の技術的意図が隠れていたのである。改めて、請求 DEMANDES の3～7をここで確認しておこう。これらは、すべての家屋を完全に一意のユニークな対象として取り扱うための、通り名称や建物のナンバリングの仕方と揭示の仕方、さらには、階段や階、扉のナンバリングの仕方と揭示の仕方の詳細であり、その要求を、図表付きで説明することに充てられていた⁵⁰。請求3で、ギヨットは、自ら作製した網羅的なパリのすべての通り rue 名称のリスト⁵¹、そして、そのリストに基づいて確認した、名称が重複する「通り」を赤で印をつけた図版⁵²を用意している。「2つとして同じ名称の通りがなくなるように、赤で記載した重複名称の通り名を変更するよう要求します」⁵³。ここには、既存の慣習的な「通り」表記により発生する可能性のある、すべての重複や混同を排除し、「通り」を完全に一意のユニークな対象として扱う技術的な意図が表れている。通り rue の一意化によってはじめて可能となる家屋の一意化が、修道院や病院を対象として含む網羅的なものである⁵⁴ことも重要であろう。

ギヨットは、この都市の細分化を技術的に行い、一意なものとして対象化することに、自分のポリス改革の強固な基盤を見出しており、自分の請求1～7が行われれば、警視総監がパリという都市の刻々と変化するリアルタイムの状況に精通することができると主張する。なぜ、彼がこのように自信を持って主張できたのか、その理由は、いかに技術的に、住民をデータと

⁴⁹ ギヨットがエンジニアとして携わった領域は、彼が執筆した百科全書項目「軍用橋 pont militaire」内の言葉に見られるように、機械学 art mécanique である。土木工事、軍事技術、造船、時計製造などの精密機械製造技術を含む領域を想起していただきたい。文法・論理学・修辞学など主に言葉の運用を対象とした自由学芸 art libéral に対し、従来、身体的作業として低い位置に置かれていた機械学の有用性、そして学としての重要性に注目する傾向が当事高まっており、それは、ダランベール『百科全書序論』Discours préliminaire, *Encyclopédie*, tome 1, 1751, pp. xii-xiii. で確認できる。本稿では、学として自由学芸と対をなすものとみなし機械学として記述する。

⁵⁰ GUILLAUTE, *op. cit.*, pp. 22-24.

⁵¹ *Ibid.*, Plan 3, p. 22.

⁵² *Ibid.*, Plan 4, p. 22.

⁵³ *Ibid.*, p. 22.

⁵⁴ *Ibid.*, pp. 72-73. 「警視総監が、一人の僧侶 moine を、他の市民 citoyen を見つけ出すのと変わらぬ容易さで発見できなければならない」とも述べられている。家屋の概念を市民が生活する建物だけではなく、宗教施設や病院へ拡大し網羅的にデータ化することは、そこで活動する人物の同定を想定していることが理解される。

して取り扱うかという、ギヨットの方法を検証することで明らかになるだろう。

これらの請求は実にシンプルなものばかりだが、最初に一瞥しただけではほとんど不可能に見える物事を実行するために、私にはそれらの請求で十分なのである。すなわち、ポリスを統治する職である警視總監に、注意深い個人が自分の家でなされている事柄を知ると同じくらい完全に、パリで生起しているすべての事柄を知らせ、そして、絶え間ない変化が街を変化させるとしても、とにかく、警視總監の眼を、街の様相に注がせることである⁵⁵。

家屋を一意的ユニークなデータとして囲い込むことができれば、次はその中に居住する住民である。住民を技術的に取り扱うプロセスを、ギヨットはどのように実現しようとしていたのか⁵⁶。ここに、ギヨットの機械学の粋が集められるのである。まず一つ目に、街区管理官による「住民登録証明書」をいかに作成するかという手順である。1人に対して表裏のある1枚の個人用カードが存在し、カードは定型で決まったデータのレイアウトを持っている⁵⁷。定まったレイアウトに、前節で説明した計10の要素を記載していくが、ギヨットは単に10の要素を挙げるだけでなく、各欄の詳細な記述マニュアルに相当するものを提示する。いい加減に記載されたカードでは用を成さない。一定の方法に従って適切にデータ化されたカードだけが使用に耐えるのである。二つ目には、個人データを時々の状況に合わせて更新する設計がなされていることである。ある時点においてデータを作成し、そのままの状態を更新されなければ、現状に合ったものとして活用できない。その任を担うのが、まさに街区管理官であった。担当する街区に密着し、変化を個人用カードに追記修正し、現状に見合った最新の状態に保つミッションを街区管理官は負っているのである⁵⁸。三つ目に、中央集中データと街区データの、データの二重化と同期の仕組みである。街区管理官が個別に作製したデータを適宜更新したとしても、個別にローカル運用するだけでは、中央の警視總監との情報レベルでの連携が取れない。街区と同じ最新のデータを中央で備え、同期することが必要なのである。そのため、各々の街区管理官が収集したデータを、一箇所に集め、定期的に同期をとり⁵⁹、最新の中央集中データとして一括管理する技術が必要になるのである。ここまででギヨットが技術的な実現プロセスを説明しているのは、データの作成方法、そのリアルタイム性を重視した更新方法、そしてローカルデータと中央集中データの同期方法である。

⁵⁵ *Ibid.*, pp. 23-24.

⁵⁶ *Ibid.*, pp. 82-83. 以下説明する、計4の技術的な論点は、ギヨット本人が挙げているものである。ギヨットは、街区管理官が一体どのように個人カードを作成するのかという疑問、カードが時々の状況に合わせて更新されなければ有用ではないという批判、街区管理官のデータと中央の警視總監のデータが同期していなければ有用ではないという批判、中央の膨大な量のカードを運用できなければ有用ではないという批判、すべてを想定し、個々に技術的な回答を用意していた。

⁵⁷ 犯罪捜査用の個人用カードのレイアウトを確定し、未記入のフォーマットを印刷させて使用していたデムリとも共通点がある。

⁵⁸ *Ibid.*, pp. 49-52, pp. 108-112. pp. 108-110において、ギヨットは個人用データカードの裏を用いて追記する方式について触れ、またその書式を図版として掲載している。

⁵⁹ *Ibid.*, p. 110. 週二回、警視總監の元に追加修正分を郵便で送りデータを同期する方式が述べられている。また、この手紙によって、「警視總監の元で管理されているコピーの内容と、街区管理官の証明書の間に整合性を保つことができる」と述べられている。ギヨットが、ローカルデータと中央集中データのデータの一貫性に技術的な配慮を用いていたことは明らかである。*Ibid.*, p. 111.

四つ目、そして最後に、中央集中データとして蓄積された個人用カードの運用方法である。ギヨットは、このプロセスにまで技術的に密着し構想していた。中央集中データの量は膨大なものである。そもそも冊子体という媒体で中央に蓄積され同期されているデータを運用するのは無理だとギヨット本人が認識していた⁶⁰。このプロセスに投入されるのが、セール・パピエ Serre-papier とギヨットが呼ぶ機械である。本稿ではその機能と性格から、住民登録カード集密管理運用機械 Serre-papier と表記する。膨大な数の個人用カードを最大限効率よく格納し、そして、単に蓄積するだけでなく、必要に応じて迅速にカードを検索し、取り出し、運用する仕組みを実現するのが、このメカニカル・アートの粋を集めた機械なのである。

パリの人口を 100 万人と想定するギヨットは、1 人につき表裏のある 1 枚の個人用カード、合計 100 万枚を物理的に格納し、かつ運用する仕組みを、彼独自の機械学的な知に基づき技術的に構想する。その技術的な構想の要件を再構成してみよう。データ格納という機能を持たせるためには、それだけのスペースが必要となる。ただし、単に無差別に様々な大きさ、様々な内容の紙を投入するスペースではなく、定型の紙を整理・格納するスペースを設計しなければならない。データの検索と運用という機能は、単に、紙を合理的に整理・格納するだけでは実現できない。個人用カードが、一定の方法に従って分類され、リクエストに応じて、迅速に検索し参照できる機械的な仕組みが必要となる。

これらすべての技術的な要件を満たすのが、住民登録カード集密管理運用機械なのである。23 ページの図 2 を参照していただきたい。直径 12 ピエ (1 ピエ 33cm×12= 約 3.96 メートル)、外周 36 ピエ超の正円形の木製の車輪をつくり、ドーナツ型の構造にし、外周部に書類格納スペースを設ける。水車の羽に相当する部分が書類格納庫になっているような機械をイメージすればよい。構造的には、外周が削り出され格納スペースになっている車輪状のディスクが 4 つ並んでいるイメージである。1 つのディスクの外周部を計 640 に区切り、すべてにケースを配置する。各ケース case に計 40 枚のデータカードを収納できるようにする。1 つのディスクに $640 \times 40 = 25,600$ の紙を集密格納することができる。4 つのディスクから構成される 1 個の車輪 roue には、従って、 $4 \times 25,600 = 102,400$ 枚のカードを格納できる設計である。車輪が、計 11 個あれば、 $102,400 \times 11 = 1,126,400$ となり、100 万を超え要件を満たすことになる。この計 11 個ある車輪群は、中心軸でつながれており、個別に水車のように回転させることができる仕組みに設計されている。詳細の技術的な説明は省かれているが、軸を 2 つの小さい歯車で受けることで、円滑に回転するとギヨットは述べている。

機械を操作するオペレータに相当する人物は、官吏 commis と呼ばれる。この官吏は、椅子に座ったままの状態、移動することなく、左足で車輪を回転させ、希望するポイントで右足で回転を止める動作をすることによって、街区や街区管理官を目印に、必要なドキュメントにアクセスし取り出すことができる。この官吏に動作の的確さだけが求められ、能力 talent を必要としない点を、ギヨットは自分の計画の大きな利点だと述べており⁶¹、官吏の人員をリプレースする容易さを強調していることと併せ、ギヨットが官吏の労働ないし業務の標準化を意識していたと解釈することが可能である。また、最もシステムへの負荷の高い、すなわち、地

⁶⁰ *Ibid.*, p. 111.「大冊の四つ折判でも、600 ページ分の紙を取録するのが関の山である。200 万ページは、四つ折判で 3,333 巻に相当することになるが、これを維持し、内容を変更し、毎日めくることになるだろう。…不都合で計画が頓挫するのは当然である。」

⁶¹ *Ibid.*, p. 122.

方に住む人々や外国人などがパリに集まる祭り *fête publique* のケースを想定し、15日間で延べ6万人の人口移動を追加で一時的にトレースすることになった場合の運用についても述べられている⁶²。想定される最大負荷に対応できるシステムとしてギヨットが構想を説得的に説明している点が注目される。

こうして、住民登録カード集密管理運用機械を運用することによって、警視総監は必要な個人のカードを官吏を通じて迅速に確認することができるようになる。この運用イメージをギヨットは以下のように語っている。都市のリアルタイムの状態が、街区管理官を通して収集・更新されたデータとして中央へ連携され、同期のプロセスを経て、住民登録カード集密管理運用機械という機械が運用されることによって、警視総監は限りなくリアルタイムに近い都市の状態に精通することができるようになると考えられているのである。

作成され更新される住民登録証明書は、都市の現実状態の、常にそっくりそのままのイメージであり、かつて類似のものはなかった。このイメージが、警視総監の眼下に永続的に存在することになるであろう⁶³。

以上見てきたように、技術者としてのギヨットは、家屋と住民のデータの一意化の設計からスタートし、街区の住民データの適切な作成、更新、さらに、街区のローカルデータと中央集中データとの同期を通じて、最新の住民データが中央集中管理できるよう設計した。そして、住民登録カード集密管理運用機械によって、中央集中データの効率的な運用を可能にし、ポリス最高責任者である警視総監が、刻々と変化する都市住民のリアルタイムな状態に精通することを可能にしようとしたのである。機械学的な知に裏打ちされた、これらの全プロセスを通して、ギヨットは、ポリスのよき秩序の維持が必ずや実現されるはずであることを、説得的に示そうとしたのである。

第3節 フーコーとベンサム、ギヨット

本稿「はじめに」で、フーコーの提示した思想史解釈とその後継者におけるギヨットの取扱いの問題は指摘したが、本節において、思想史研究が陥りやすい論理を指摘した上で、フーコーによるベンサムの思想解釈⁶⁴、ギヨットの思想解釈を通じて、問題点を明らかにしていきたい。

まず、論点先取に陥る危険性である。フーコーが『監獄の誕生』で主張する、軍隊、学校、病院などにおける「規律・訓練 *discipline*」の発展の思想史を承認する地点からスタートし、ベンサムの中に、パノプティコン *panoptique* による監視と規律・訓練の完成形を見出し、さらにベンサム以前の時代に遡り、ギヨットに監視社会の萌芽を見出す、という論点先取である。このような論理は、それを用いる研究者が、20世紀人であるフーコーの現代の視角を大前提として、論点を先取りしてしまっているのである。研究者が意識的であれ無意識的であれ、そ

⁶² *Ibid.*, p. 120.

⁶³ *Ibid.*, p. 119.

⁶⁴ 本稿では、フーコーが、ベンサムの意図に沿ってテキストを同時代的コンテキストで解釈したか、という点を主な検討の対象とする。ベンサムの意図を離れたパノプティコンが19世紀半ば以降、個人の自由に抵触する可能性を孕みつつ、いかに社会管理に利用されたのかという点は、本稿の検討の対象とはしないことを予めお断りしておきたい。

のような論点先取に陥る可能性は常にあると言ってよい。つまり、ギヨットの思想に、何らかの監視的要素や規律・訓練につながる特徴があり、それをベンサムに接木することができれば、フーコーの提示する監視社会の思想史を再確認するには十分だ、ということになる。このような論点先取による議論は、ギヨット自身が認識していた同時代の問題、彼独自の問題解決の方法、あるいは、ギヨットのテキストを検証する機会を失わせる可能性がある。

次に、フーコーの思想史解釈のより細かい問題点に関する指摘に移ろう。まず、ベンサムに関してである。『監獄の誕生』は、特殊ケースとしてのペストの社会史からスタートするのだが、ペストの病理に対抗するために街を複雑な方式で碁盤割 quadrillage すること、碁盤割に基づいて規律・訓練および管理することに、ことのほか注目していた。そして、その方法に、旧来の単純な隔離とは異なる、近代の新たな管理方式をフーコーは見出す。街や人間集団といった管理する対象の、規律・訓練的な碁盤割り quadrillage disciplinaire がそれである。規律・訓練的な碁盤割からスタートし、個別化の規律 disciplines individualisantes によって個を区別し浮かび上がらせ、規律・訓練的なコントロール contrôle disciplinaire を実現する⁶⁵。これが、ペストをもとに近代における支配や管理のメカニズムを説明するフーコーの基本論理である。規律・訓練が、最初の碁盤割をはじめとする全プロセスに入っていることに注意したい。フーコーはこのような自分独自の解釈の視点で、ベンサムを、規律・訓練の仕組みの集大成をなした人物であるかのように語っていた。特殊ケースとしてのペストを超え、近代の規律・訓練のモデルとして一般化可能だとフーコーが評価するパノプティコンは、フーコーによれば、刑務所に留まらず、社会全体に押し広げられるべきものであるとされる⁶⁶。

だが、ベンサム本人のパノプティコンに関する著作の中に、フーコーの主張するような「規律・訓練」が一貫した形で強力に打ち出されるのを見出すことはできない。ベンサムは確かに、機械学的に入念に設計された、牢獄の新たなスタイルを提示しており、細かく区切られた監房をもち、監房すべてがギャラリーとして中央の塔を取り巻くように配置され、囚人たちが恒常的に可視化されるモデルを提示した。だが、そこには規律・監視とは異なる独自の思想があった。ベンサムのパノプティコンのメカニズムの本質は、実は、公開性 publicité という言葉をめぐって展開している。ベンサムは、「一人の巡察官 inspecteur の目に絶えずさらされることは、悪をなす力を失うことであり、悪をなそうと欲する考えをも失うことである」⁶⁷と語っていた。公開性は、見られる側の心の動きに連結していることがここで理解される。しかし、それは現代の我々が想像するようなネガティブな動きではない。ベンサムは、「有徳なローマ人の願望」を満たすものが、この公開性だとする⁶⁸。監視される囚人は、プライバシーを透視され侵害される者ではなく、社会的な存在として公的な行為を求められ、しかも、それに積極的に応じる存在とされるのである。監視されることは公的な存在であることを意味し、人はその自覚により、規律・訓練の媒介なしに有徳な行為に導かれるものだという人間論が、古代の例から引き出され、公開性によるパノプティコンの運用を支えている。さらに、もう一つベンサムの人間論の例を確認するなら、ベンサムは、見られるということが、「恥を助長し、囚人の道徳的改心をむしろ困難にするのではないか」という実際になされた反論を採り上げ、これをあっさり

⁶⁵ FOUCAULT, *Surveiller et punir*, pp. 232-233.

⁶⁶ *Ibid.*, p. 243.

⁶⁷ BENTHAM, *Œuvres de Jérémie Bentham jurisconsulte anglais*, tome 1, Bruxelles, 1840, p. 226.

⁶⁸ BENTHAM, *op. cit.*, p. 233.

と退けていた。反論の主とは真逆に、囚人は見られることにより道徳的に振舞うに違いないとベンサムは想定する。しかも、彼は、単に見られるという仕組みをつくるだけで、囚人たちが、個々に道徳的にふるまうだけでなく、より道徳的にふるまうことを率先して互いに競い合うような、囚人たち自身が登場人物となる道徳劇場 *théâtre moral* が展開する時まで述べる⁶⁹。ベンサムにおいては、規律・訓練は、パノプティコン固有の建築設計や本質の中になんかことが理解されるだろう。「感覚 *les sens* ではなく、想像力にうったえる新たな種類の巡察」⁷⁰とベンサムが述べる時、「想像力にうったえる」とは、身体的な規律や訓練を必要としないこと、そのようなコストを省くことができることを意味していたのである。

フーコーがパノプティコンを、「完璧に個別化され、コンスタントに見られている」として、囚人個人単位で徹底して管理するシステムとして提示していることも、複数人のグループ運用を構想していたベンサムの本意とは食い違っている⁷¹。さらに、個人管理を前提に、フーコーがパノプティコンの主要な効果を、「権力の自動的な作用を確保する可視性 *visibilité* の恒常的な自覚状態を、閉じ込められる者にうえつけること」⁷²としていることも、妥当な解釈かどうか判断は分かれるであろう。ベンサムはそのような事は述べていない。以上から、ベンサムのパノプティコンを、フーコーが主張するような、規律・訓練の仕組みの一般化可能な完成形であるかのように独自に解釈する点に議論の余地があることが分かるだろう。

フーコーの、ギョットの扱いについては読解の一面性はより顕著になる。フーコーによるギョットへの言及は、1977年の講義録での1回のみであった。その中で彼は、ギョットの目指すものが、統制や規律・訓練を意図したものだだったと強調して述べている。

ポリスが本質的に統制の世界 *un monde réglementaire* だというのは、ギョットという18世紀半ばのポリスの理論家が次のように書くほど正しいことです。いわく、ポリスは本質的に統制による *réglementaire* ものでなければならないが、とはいえ王国が修道院になってしまうことは回避しなければならない⁷³。これは統制 *règlement* の世界、規律 *discipline* の世界です。つまり理解しなければならないのは、工房・学校・軍隊において、16世紀末から18世紀にいたるまで見られたローカルで地域的な規律の大増殖が、解体し、諸個人・王国領土の、一般的な規律化・一般的な統制化の試みの基層を成してくるということなのです、それも、本質的に都市的なモデルを持つかもしれないような、ポリスの形態において、そうなることです⁷⁴。

『監獄の誕生』において、特殊ケースとしてのペストの、規律・訓練的な基盤割りとそれに対応する規律・訓練的なコントロールを主張していたフーコーは、ここで、ローカルな規律・

⁶⁹ *Ibid.*, p. 228.

⁷⁰ *Ibid.*, p. 226.

⁷¹ FOUCAULT, *op. cit.*, p. 233. ベンサム自身は、監房で囚人を個人単位で管理する運用には否定的だった。ハウードの書物から教訓を得た彼は「絶対的な孤独とは、正義にも人間性にも反している」と述べ、さらにコスト的な理由から複数人を1監房に収容する運用を構想していた。BENTHAM, *op. cit.*, p. 234. John HOWARD, *An Account of the Principal Lazarettos in Europe*, 1789, p. 169.

⁷² FOUCAULT, *op. cit.*, p. 234.

⁷³ GUILLAUTE, *op. cit.*, p. 14.

⁷⁴ FOUCAULT, *Sécurité, territoire, population...*, pp. 348-349.

訓練が徐々に一般化していく動きを見据えている。この路線は、『監獄の誕生』と同様である。『監獄の誕生』では、その一般化のモデルをベンサムのパノプティコンに求めていたのであった。ここでギヨットは、都市モデルのポリスとして立ち現れる、そのような可能性のある、一般化された規律・訓練、統制の代表者として引かれるのである。だが、ギヨットに関しては、原文に忠実でない言及がここでなされていることに注意を喚起したい。ギヨットのテキストでは、こう書かれている。

規則正しい régulières 町並みというのは、火事で燃えてしまったところにしかないものであり、すべての部分においてよく関係付けられたポリスのシステムを持つためには、あたかも、我々が蓄積してきたものを燃やさなければならないかのように見えるかもしれない。しかし、このような処方を実現不可能なのであり、見たところ、我々はいつまでも、破壊することのできない、あらゆる面から補強しなければならないような古い建物に、追いやられるのである⁷⁵。

ギヨットの用いている言葉は、「統制の réglementaire」ではなく「規則正しい régulières」である。整然と区画分けされた町並み程度の意味である。都市は、成立過程において規則性を意図して設計されたものではなく、人が思い思いに住み着いて発展したものであり、現実にはいったん更地にして規則正しい町並みに作り変えることができないからこそ、別の道をさぐらなければならないとギヨットは述べ、ポリス改革の本論となる続く部分において、既存の建物をそのままに、一意のユニークな対象として取り扱う命名法からスタートしていたのである。そして街をあるがままの状態で扱うという方針を述べた上で、「社会を修道院のようにしてはならない」と指摘し、住人もあるがままに扱うことが宣言されていたのである⁷⁶。ギヨットは、既存の建物、既存の人の行動を尊重しながら、家屋と住人を一意のユニークな対象としてデータ化し、そして、ポリスの全体最適の視点から、人の動きをトレースするという方法論を展開していたのである。フーコーはこの点に十分意識的であったようには見えない。フーコーは、ここでも、都市を規則正しく区切るという、ポリスの最初の行為の中に、予め統制や規律・訓練を読み込もうとしていることは明らかである。

フーコーのベンサム論、ギヨット論を通じて理解されることは、彼が、近代的な監視や管理の一般モデルに、方法的な分割と、規律・訓練を不可分に読み込むという思想史を提示していることである。そのような規律・訓練に強く傾倒した近代の思想史解釈が、ベンサムやギヨット、さらにはその他の思想家たちのテキストや本来の意図に関して妥当かどうかを判断するために、我々は、いったんフーコーの提示する思想史を離れ、テキストに戻る必要があるだろう。ベンサムのように同時代に影響をもった思想家の構想を、彼のテキストや意図に基づいて再構成し理解することは、非常に重要であろう。そして、ギヨットの改革案のように、同時代への影響や評価が、史料によって裏付け困難な人物の場合は、本人のテキストを同時代的なコンテキストで慎重に検討することはなおさら重要になる。思想家たちの同時代における意図や構想、技術的な設計に沿ってテキストを読み返し解釈することで、論点先取から解放され、新た

⁷⁵ GUILLAUTE, *op. cit.*, p. 13.

⁷⁶ この点は本稿 p. 7 での部分的な引用、そして p. 19 においてフーコーによって原文のコンテキストを尊重せずに引用されている部分で明らかである。

な思想史への視座を得るきっかけが得られる可能性があるだろう。本稿では、非常に限られた内容ではあるが、ギヨットとベンサムの本来的な思想や構想、テキストの提示により、その可能性を示唆した。

おわりに

本稿は、ギヨットのポリス改革案のテキストに立ち戻り、彼のポリスに関する思想やその改革案の歴史的な文脈に沿って理解し、そこで展開される技術的な知や設計を検証するとともに、従来の歴史研究や思想史研究における位置づけを批判的に検討するものだった。我々はギヨットという一騎馬警備隊員が提案したポリス改革案を考察の対象に据えたわけだが、この人物がもつ射程は思いのほか大きいことに気が付くのである。ギヨットの改革案とは、方法的な空間・人口分割と徹底した情報の一意化を通じて、個人にまで細分化されたデータを作成・収集・管理・運用することでポリス業務の効率化を目指すという側面と、データ管理と運用を目的とした水車型機械に象徴される機械学的な知への信頼という側面を明らかにするものだった。それぞれ18世紀に特徴的なこうした二つの要素がひとつのテキストのなかで融合しているという点に、我々はギヨットの改革案の独自性を見出すことが出来るだろう。こうした評価は「監視社会」のパラダイムを抜け出し、改めてテキストに立ち返ることで可能になるのである。

旧体制下ではポリス官養成学校や職業訓練といったものは存在せず、そもそもポリスとは様々な経験をもつ人々の集合体だった⁷⁷。元来、軍隊で採用されていた身体的特徴の描写が18世紀初頭からポリスの分野で応用されたように、様々な分野の知識と実践が結び合うところにポリスの知が形成されるのである。そういう意味で、18世紀のポリスに特徴的なデータの収集管理という実践はもちろんのこと、実現しなかったとはいえ、ギヨットの機械学的な知もポリスという職務遂行において緊密に結びつくものなのである。ギヨットの一例は、こうしたポリスの知のあり方を具体的に示す格好の素材だと言えよう。

また、デイドロをめぐるギヨットの交流関係も非常に興味深い。18世紀のポリスが啓蒙思想に対して一枚岩だったはずはないが、捜査官デムリのように彼を危険視し、その動向に目を光らせるポリス担当官がいる一方で、ギヨットは同じくポリス関係者でありながら機械学への強い関心という共通点をもつデイドロと友好関係を築くのである。情報を収集し、体系化し、運用し、機械学の技術を用いて社会的有用性を追求しようという「百科全書」なギヨットの姿勢は、デイドロらと親和性があったに違いない。そして実際に『百科全書』のプロジェクトに参加するという彼の存在は、18世紀における知的交流関係の一端に光を当てる可能性を秘めているのである。

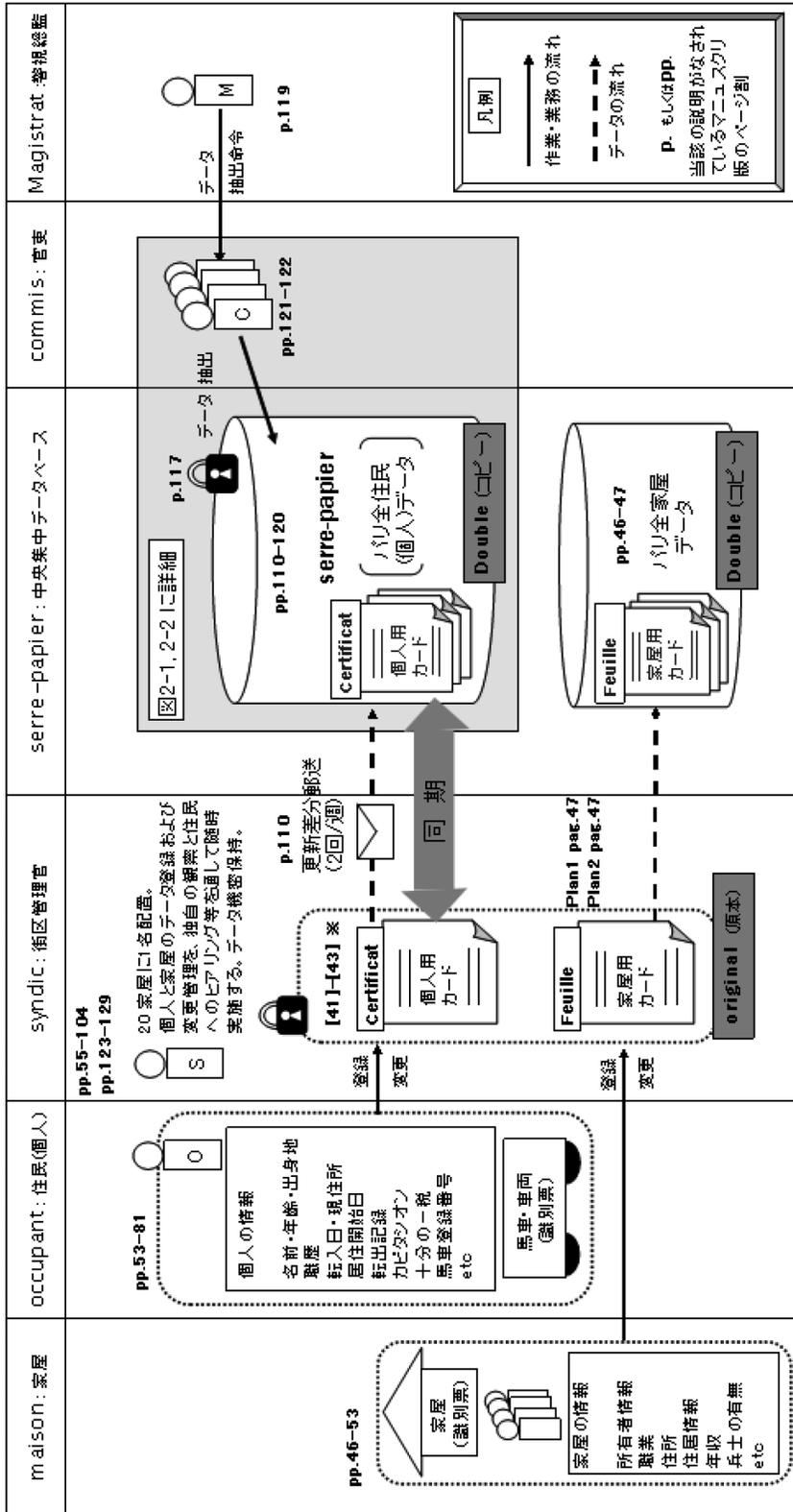
[2012年12月レフェリーの審査を経て掲載決定]

田中大二郎（一橋大学大学院言語社会研究科博士課程単位取得退学）

松本礼子（一橋大学大学院社会学研究科博士課程）

⁷⁷ Vincent DENIS, « Comment le savoir vient aux policiers : l'exemple des techniques d'indentification en France, des Lumières à la Restauration », *Revue d'histoire des sciences humaines*, n° 19, 2008, pp. 91-105.

図1 キヨットのポリス改革案で説明される家屋データ、住民データの運用イメージ図



※ 個人用カード(certificat)はマニュアルで計3枚の見本があるが、個別にナンバリングがなされていない。そのためこの参照箇所限り、J.Seznecの編集による M. GUILLAUTÉ, Mémoire sur la réformation de la police de France, (1749), Jean Seznec (ed.), Reproduction, Hermann, 1974 の各頁下部にある[内の頁数を掲載した。

図 2-1 データベース室とデータ運用室の断面図

データベース本体に相当する書類を格納した車輪群 *roues* が、運用室の壁外に設置されていることが分かる。また、車輪の外周の一部分は、運用の目的で、書類取り出し口部分として部屋に連結され、部屋内部に露出していることが分かる。各車輪には、水車状の外周に沿って、4列に分かれたディスク状の収容溝があり1つの収容溝に計640のケースが収容されている。各ケースに計40枚の書類を格納可能で、1個の車輪 *roue* には、 $4 \times 640 \times 40 = 102,400$ 枚のカードを格納できる設計。車輪は合計11あり1つの車輪あたり1人の官吏 *commis* が着席している。

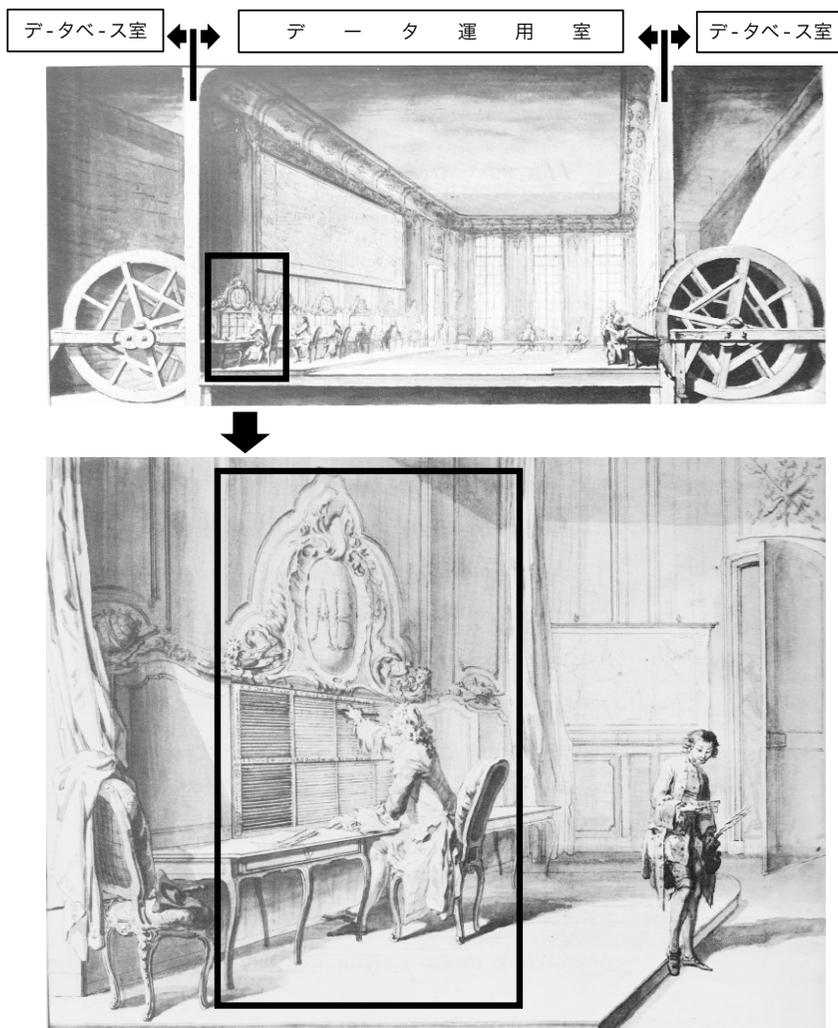


図 2-2 オペレータ運用部分の拡大図

データベース本体に相当する各車輪の外周の一部が書類取り出し口部分として露出している。露出部は、4列に分かれたディスク状の溝にしたがって設計されている。4列、上下2段の計8のケースが、手で運用されている。スキルの標準化されたオペレータに相当する官吏 *commis* が、着席したままの状態での位置決めをして、自分の探しているカードを取り出すところ。

M. GUILLAUTÉ, *Mémoire sur la réformation de la police de France*, (1749), Jean Seznec (ed.), Reproduction, Hermann, 1974, [65]